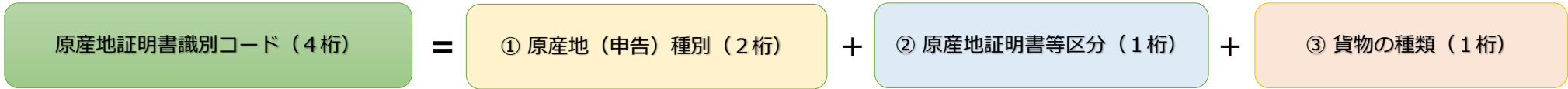


原産地証明書識別コード (NACCS)

※令和6年9月現在



① 原産地 (申告) 種別			
WK	国定・WTO協定	EU	日EU協定
GS	一般特惠	2A	日EU協定 (アトラ)
SG	日シンガポール協定	US	日米貿易協定
MX	日メキシコ協定	GB	日英協定
MY	日マレーシア協定	RC	RCEP協定 (中国)
PH	日フィリピン協定	RK	RCEP協定 (韓国)
CL	日チリ協定	RA	RCEP協定 (オーストラリア)
TH	日タイ協定	RN	RCEP協定 (ニューゼーランド)
BN	日ブルネイ協定	R1	RCEP協定 (シンガポール)
ID	日インドネシア協定	R2	RCEP協定 (ブルネイ)
VN	日ベトナム協定	R3	RCEP協定 (カンボジア)
CH	日スイス協定	R4	RCEP協定 (ラオス)
IN	日インド協定	R5	RCEP協定 (タイ)
PE	日ペルー協定	R6	RCEP協定 (バトナム)
AU	日オーストラリア協定	R7	RCEP協定 (マレーシア)
MN	日モンゴル協定	R8	RCEP協定 (インドネシア)
AS	日アセアン協定	R9	RCEP協定 (フィリピン)
TP	CPTPP		
1A	CPTPP税率差適用 (メキシコ)		
1B	CPTPP税率差適用 (ニューゼーランド)		
1C	CPTPP税率差適用 (カナダ)		
1D	CPTPP税率差適用 (オーストラリア)		
1E	CPTPP税率差適用 (バトナム)		
1F	CPTPP税率差適用 (ペルー)		
1G	CPTPP税率差適用 (マレーシア)		
1H	CPTPP税率差適用 (チリ)		
1S	CPTPP品目別セーフガード (シンガポール)		

② 原産地証明書等区分	
T	輸出国当局が発給した原産地証明書 (第三者証明)
A	認定輸出者による自己証明 (原産地申告)
P	製造者による原産品申告書
Q	製造者による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書 (原産性に関する情報が提供できない場合)
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

③ 貨物の種類	
★国定・WTO協定	
G	協定用原産地証明書の提出がある貨物
R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物
S	輸入割当公表告示三ー8の原産地証明書がある貨物
N	原産地が確認できない貨物
★一般特惠	
A	自国関与品で、かつ累積適用の貨物
J	自国関与品で、かつ累積非適用の貨物
B	自国関与品以外で、かつ累積適用の貨物
P	自国関与品以外で、かつ累積非適用の貨物
C	税関長がその原産地が明らかであると認めた貨物
T	少額扱い貨物
M	原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
★EPA	
1	EPA関税割当品目で、かつ関割証明書及び原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出がある貨物
2	EPA関税割当品目で、関割証明書が有り、かつ少額扱いの貨物
3	EPA関税割当品目で、かつ税関長がその原産地が明らかであると認めた貨物
4	原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出がある貨物
5	少額扱い貨物
6	税関長がその原産地が明らかであると認めた貨物
7	原産地証明書 (若しくは原産品申告書) の提出猶予申請を行う貨物